

平成28年度 第1回京都府入札制度等検討委員会 次 第

日時:平成28年8月25日(木)

午後3時～午後4時半

場所:福利厚生センター

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 平成27年度入札実施状況等について (資料1)

(2) 平成28年度入札契約制度等の見直し概要について (資料2)

(3) その他 (資料3)

4 そ の 他

5 閉 会

京都府入札制度等検討委員会

委員名簿

平成28年3月7日現在

役職	委員名	現職	摘要
委員長	くすのき しげき 楠 茂樹	上智大学法学部教授	
委員	かわかつ たけし 川 勝 健志	京都府立大学公共政策学部准教授	
	せきね えいじ 関 根 英爾	ジャーナリスト（元京都新聞論説委員）	
	つねみね かずこ 常 峰 和子	公認会計士	
	やました のぶこ 山 下 信子	弁護士	

任期：平成27年10月13日～平成29年10月12日

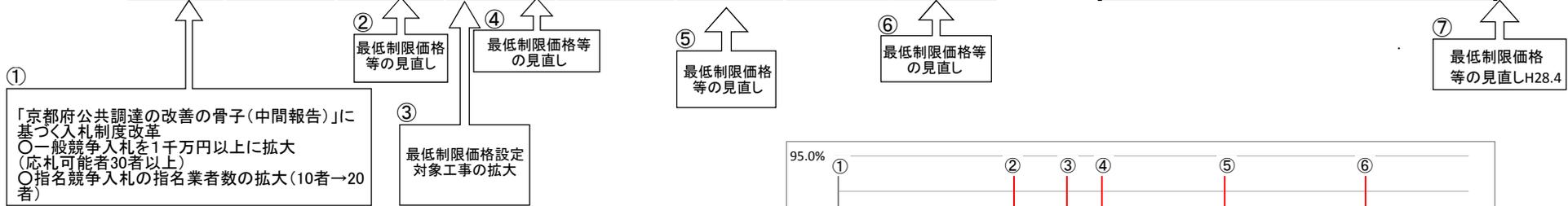
（敬称略、委員は五十音順）

3. (1)平成 27 年度入札実施状況等について

- ① 建設工事の入札状況の推移……………P1
- ② 予定価格の事後公表の試行状況……………P2
- ③ 測量等業務委託に係る最低制限価格設定後の入札状況……………P3
- ④ 発注類型別一覧表……………P4
- ⑤ 公契約大綱に係る元請下請関係適正化実施状況調査結果…P5～P6
- ⑥ 平成 27 年度官公需法に基づく中小企業官公需特定品目における
府内中小企業に限定した物品調達の実施状況……………P7

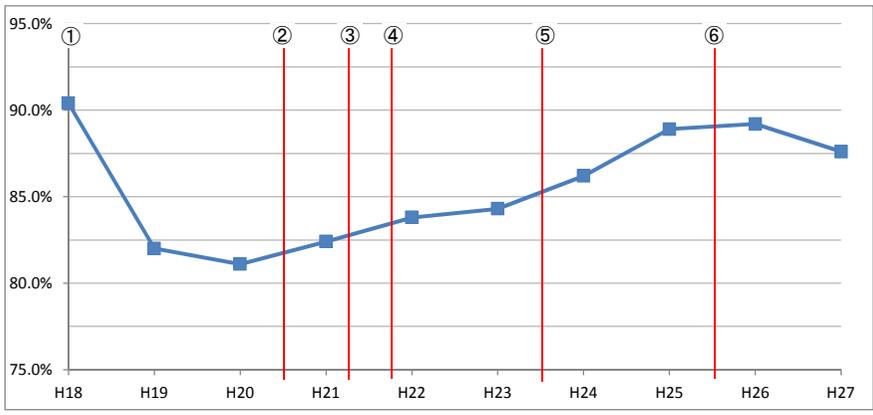
建設工事の入札状況の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (4~7月)	27年度 (8~11月)	27年度 (12~3月)	27年度
契約件数	1,842	1,625	1,564	1,706	1,487	1,316	1,307	1,530	1,329	296	530	411	1,237
平均落札率	90.4%	82.0%	81.1%	82.4%	83.8%	84.3%	86.2%	88.9%	89.2%	87.2%	88.1%	87.2%	87.6%
平均参加業者数	10.0	14.3	15.3	15.6	16.8	17.2	15.1	11.3	10.5	11.5	12.4	14.8	13.0
不調・不落発生件数 (発生率)	-	-	-	-	-	-	9 (0.7%)	64 (4.2%)	52 (3.9%)	1 (0.3%)	4 (0.8%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)
くじ引き発生件数 (発生率)	23 (1.2%)	79 (4.9%)	167 (10.7%)	399 (23.4%)	466 (31.3%)	228 (17.3%)	158 (12.1%)	125 (8.2%)	118 (8.9%)	33 (11.1%)	65 (12.3%)	118 (28.7%)	216 (17.5%)
失格発生件数 (発生率)	123 (6.7%)	554 (34.1%)	690 (44.1%)	1,042 (61.1%)	970 (65.2%)	943 (71.7%)	882 (67.5%)	893 (58.4%)	754 (56.7%)	187 (63.2%)	329 (62.1%)	285 (69.3%)	801 (64.8%)
うち全者失格件数 (発生率)	-	-	-	-	-	3 (0.2%)	13 (1.5%)	25 (2.7%)	24 (3.2%)	4 (2.1%)	6 (1.8%)	0 (0.0%)	10 (0.8%)



<摘要>

●競争入札に付した予定価格が**250万円超**の建設工事が対象
 (同期間内に契約したもの:紙入札を含む)



予定価格の事後公表の試行状況 (H25.4～H28.3)

* 対象: 予定価格が4,500万円以上の建設工事

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	事前公表	事後公表	事前公表	事後公表	事前公表	事後公表
件数	331	99	86	270	13	274
平均落札率	89.0%	89.2%	90.5%	89.5%	90.3%	88.7%
平均参加者数	11.0	7.4	5.4	12.4	10.0	13.8
くじ発生率	6.3%	1.0%	1.2%	1.9%	7.7%	8.8%
失格発生率	52.0%	56.6%	29.1%	67.4%	61.5%	66.1%
平均失格者数	3.4	2.0	1.2	3.7	2.2	4.0
予定価格超過発生率	－	17.2%	－	41.9%	－	19.3%
平均予定価格超過者数	－	0.2	－	0.7	－	0.4

【事後公表の対象】(H25) 予定価格が4,500万円以上の建設工事の総合評価の一部

(H26,27) 受注者の技術力が期待される予定価格(税込)が4,500万円以上の建設工事

測量等業務委託に係る最低制限価格設定後の 入札状況(H26.4～H28.3)

	H26.4～H26.11	H26.12～H27.3	H27.4～H28.3
	最低制限価格なし	最低制限価格あり	最低制限価格あり
件数	719	227	951
平均落札率	【85.1%】 82.0%	88.0%	85.2%
平均最低制限価格率	【76.1%】	76.6%	74.7%
平均入札者数	9.2	9.2	9.4
くじ発生件数、発生率	10(1.4%)	7(3.0%)	72(7.6%)
失格発生件数、発生率	【192(26.7%)】 1(0.1%)	21(10.8%)	120(12.6%)
平均失格者数	失格1件は予定価格超過【】は76.1%で最低制限価格を設定していたと仮定し、76.1%未満の落札率の案件(191件)の落札率を76.1%として試算したもの。		2.0

発注類型別一覧表

対象: 予定価格250万円超の競争入札に付した建設工事

営業 所在地	類型 番号	発注工事内容	H25	H26	H27
府内・府外	1	鋼橋やPC橋等の橋梁上部工や消化ガスタンク等の専門工事	19	20	14
	2	技術的難易度が高いトンネル工事	0	0	0
	3	法面処理等工事のうち特殊機械や専門技術を要するもの	27	25	21
	4	特殊機器(設計やシステム開発を伴うもの)の工場製作を含む設備工事及びその点検・修繕工事	114	116	95
	5	重要文化財建造物の保存修理工事のうち高度で特殊な技術を要するもの	18	16	13
	7	府内に施工できる企業がないか極めて少ない「個別」の工事	2	0	1
	8	WTO対象工事	2	1	1
	小 計			182	178
府内	9	施工可能な府内企業が少数であるが、府内企業のみに入札参加を認める工事	0	0	0
	空欄	従来の府内向け発注	1,348	1,151	1,092
	小 計			1,348	1,151
合 計			1,530	1,329	1,237
府内発注率			88.1%	86.6%	88.3%

公契約大綱に係る元請下請関係適正化実施状況調査結果

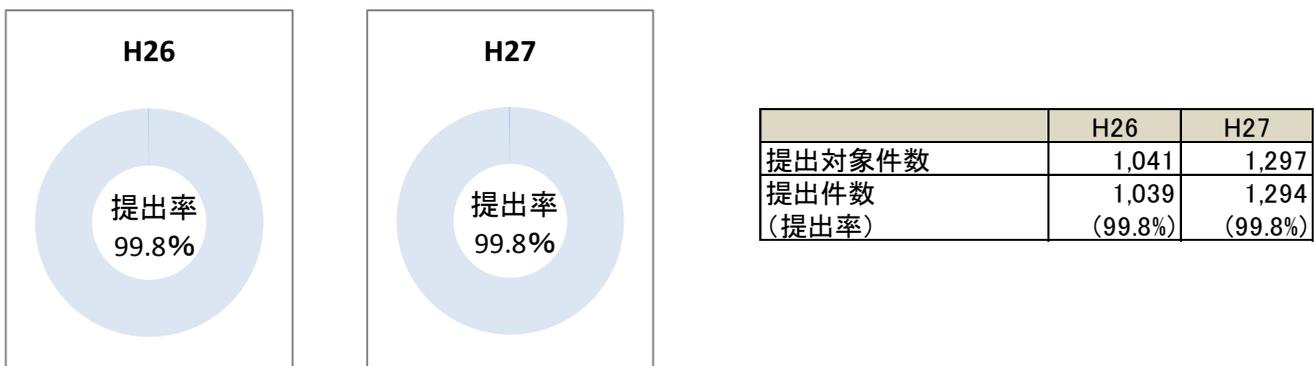
1. 調査対象工事数

	H26	H27
対象全工事件数	1,444件	1,786件
内 下請契約をした工事件数	1,041件	1,297件

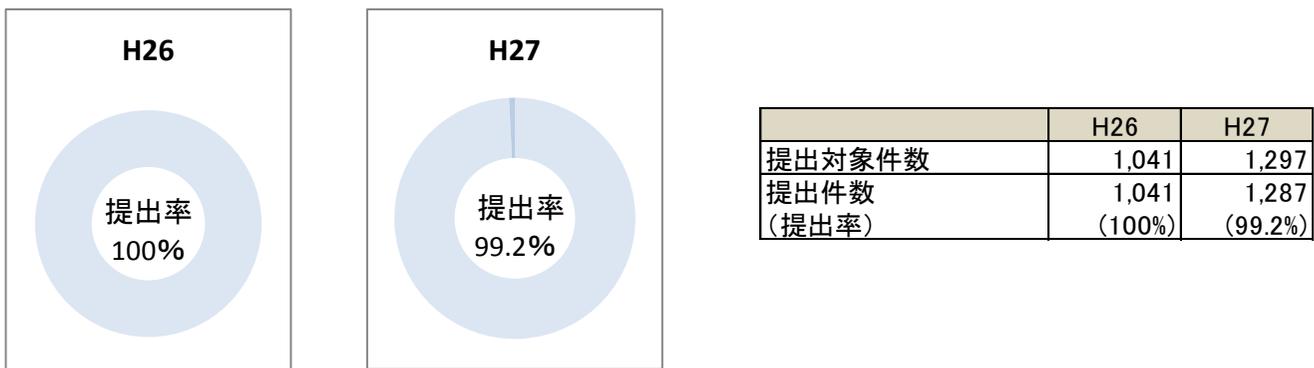
2. 調査結果内訳

◇元下指針における遵守事項の実施状況について

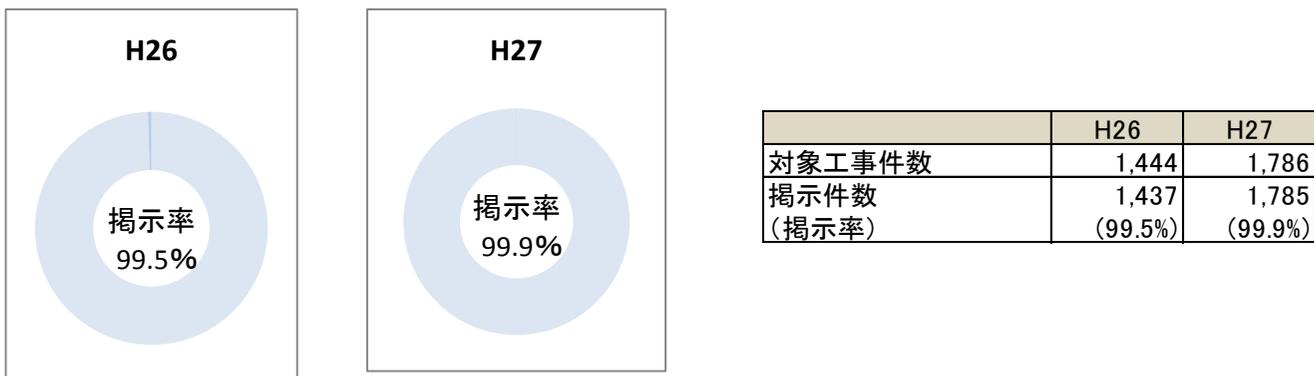
(1) 施工体系図の提出状況 ※対象：下請契約をした全ての工事



(2) 下請け契約書（写）の提出状況 ※対象：下請契約をした全ての工事



(3) 契約遵守窓ロステッカー提示状況 ※対象：全ての工事

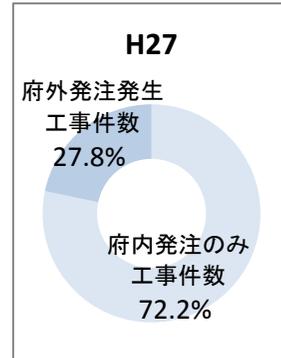
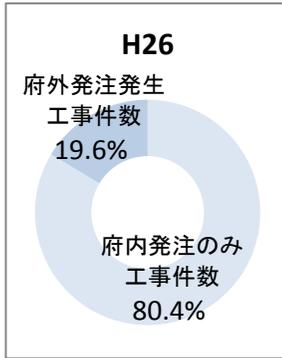


(4) 所属におけるコンプライアンス対策の取組

- ・各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触制限に係る記録の確認、入札関係情報の管理状況等の点検・確認、検証を実施

◇元下指針における努力義務事項の実施状況について

(1) 府内企業への下請発注の徹底 ※対象：下請契約をした全ての工事

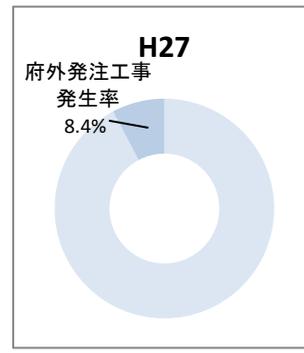
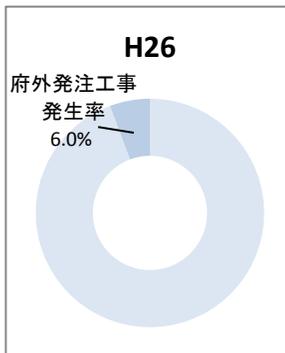


	H26	H27
対象工事件数	1,041	1,297
府外発注発生工事件数 (発生率)	204 (19.6%)	360 (27.8%)

○府外企業への下請け発注が発生した主な理由

- ・施工できる府内企業がなかったため(昇降機設備工事、下水道ポンプ整備工事等)
- ・工期の都合上、府内業者を確保できなかったため

(2) 建設資材の府内調達 ※対象：全ての工事



	H26	H27
対象工事件数	1,444	1,786
府外発注発生工事件数 (発生率)	87 (6.0%)	150 (8.4%)

○建設資材の府外発注が発生した主な理由

- ・府内の製造会社がないため(昇降機部品、散気バルブ整備用部品等)
- ・専門的な工法で資材調達業者が限定されたため(マグマロック工法(管渠継手部耐震化))

(3) 重層的な下請構造の改善 ※建築一式3次超、建築一式以外2次超

	H26	H27
重層下請発生件数	1件	10件

○重層下請が発生した主な理由

- ・工事の一部の特殊技術を専門工事会社に発注したため(杭施工、防食ケーブル巻等)
- ・工期の都合上、施工業者を確保できなかったため

平成27年度官公需法に基づく中小企業官公需特定品目における
府内中小企業に限定した物品調達の実施状況

【平成27年4月1日～平成28年3月31日特定品目契約件数 2,839件 契約金額 284,414,497円】

特定品目の種類	実施件数			契約金額(円)		
	入札	随意契約	計	入札	随意契約	計
(1)織物	-	-	0	0	0	0
(2)外衣・下着類	3	88	91	5,908,108	6,303,651	12,211,759
(3)その他の繊維製品	-	86	86	0	5,985,766	5,985,766
(4)家具	32	134	166	103,674,348	13,313,877	116,988,225
(5)機械すき和紙	-	9	9	0	1,116,327	1,116,327
(6)印刷	4	850	854	13,660,920	113,956,196	127,617,116
(7)潤滑油	-	4	4	0	11,847	11,847
(8)事務用品	1	1,608	1,609	1,576,800	16,666,940	18,243,740
(9)台所・食卓用品	1	19	20	1,908,499	331,218	2,239,717
(10)再生プラスチック製製品	-	-	0	0	0	0
(11)その他の品目	-	-	0	0	0	0
計	41	2,798	2,839	126,728,675	157,685,822	284,414,497
特定品目/調達総実績	23.3%	65.8%	64.1%	12.1%	12.9%	12.5%

※1 電子調達システムにより調達したもの

※2 入札案件:160万円を超える物品調達

250万円を超える物品の製造の請負(印刷)

○ 参考

調達総実績

平成27年4月1日～平成28年3月31日	176	4,250	4,426	1,043,342,919	1,227,003,509	2,270,346,428
うち 特定品目実績	41	2,798	2,839	126,728,675	157,685,822	284,414,497
うち 一般品目実績	135	1,452	1,587	916,614,244	1,069,317,687	1,985,931,931
(うち不落随意契約)	(0)	(3)	(3)	(0)	(945,431,464)	(945,431,464)

3. (2) 平成 28 年度入札契約制度等の見直し概要について

- ① 低入札調査基準価格及び最低制限価格の改正……………P1～P2
- ② 総合評価競争入札におけ評価方法の改正……………P3～P4
- ③ 建設業法の一部を改正する法律等……………P5

建設工事における低入札調査基準価格等の改正

内容 平成28年4月1日以降に入札公告又は入札通知するものについては、低入札調査基準価格及び最低制限価格を以下のとおり改正しました。

1. 低入札調査基準価格設定基準の改正：

4月1日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

【現行】				【改正後】			
直接工事費	×	0.95	} 合計額 ×(1+消費税)	直接工事費	×	0.95	} 合計額 ×(1+消費税)
共通仮設費	×	0.90		共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.80		現場管理費	×	0.90	
一般管理費等	×	0.55		一般管理費等	×	0.55	

※ 新公契連モデル対応（平成28年3月モデル）

2. 最低制限価格設定基準の改正：

4月1日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

【現行】 参考値				【改正後】 参考値			
直接工事費	×	0.95	} 合計額 ×(1+消費税)	直接工事費	×	0.95	} 合計額 ×(1+消費税)
共通仮設費	×	0.90		共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.80		現場管理費	×	0.90	
一般管理費等	×	0.55		一般管理費等	×	0.55	
× α				× α			

※ 新公契連モデル対応（平成28年3月モデル）

※ 補正係数αの設定に関しては、現場条件として履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して決定

(参考)補正係数α 設定の考え方

工事種類 (例)	補正係数の設定の際に考慮する現場条件(履行の難易) (例)
各工種共通	天候の影響、地元調整の量、他工事との工程調整、施工箇所の分散度合い、施工箇所の地形等
道路工事 (市街地)	交通量、通学路、鉄道の近接、地下埋設物の有無、人家連坦の有無、人家又は商店の出入り口の有無、技術的難易度等
道路工事 (山間)	交通量、技術的難易度、搬入路の確保等
河川工事	水位、水深、流速、水替え、川幅、技術的難易度等
建築工事	居住・執務の有無、階層、用途、立地、技術的難易度等

- 各々の現場状況に応じ現場条件を反映した補正係数を算定
- 補正係数α は概ね0.94～1.06程度の間で変動

測量等業務における最低制限価格の改正

内容

平成28年4月1日以降に入札公告又は入札通知するものについて、最低制限価格を以下のとおり改正しました。

1. 最低制限価格の設定基準の改正：4月1日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

●測量業務

【現行】

直接測量費	× 1.00	} 合計額
測量調査費	× 1.00	
諸経費	× 0.40	
		× (1+消費税税率)

【改正後】

直接測量費	× 1.00	} 合計額
測量調査費	× 1.00	
諸経費	× 0.45	
		× (1+消費税税率)

●建築関係のコンサルタント業務

【現行】

直接人件費	× 1.00	} 合計額
特別経費	× 1.00	
技術料等経費	× 0.60	
諸経費	× 0.60	
		× (1+消費税税率)

(改正なし)

●土木関係の建設コンサルタント業務

【現行】

直接人件費	× 1.00	} 合計額
直接経費	× 1.00	
その他原価	× 0.90	
一般管理費等	× 0.30	
		× (1+消費税税率)

【改正後】

直接人件費	× 1.00	} 合計額
直接経費	× 1.00	
その他原価	× 0.90	
一般管理費等	× 0.45	
		× (1+消費税税率)

●地質調査業務

【現行】

直接調査費	× 1.00	} 合計額
間接調査費	× 0.90	
解析等調査業務費	× 0.75	
諸経費	× 0.40	
		× (1+消費税税率)

【改正後】

直接調査費	× 1.00	} 合計額
間接調査費	× 0.90	
解析等調査業務費	× 0.80	
諸経費	× 0.45	
		× (1+消費税税率)

●補償関係コンサルタント業務

【現行】

直接人件費	× 1.00	} 合計額
直接経費	× 1.00	
その他原価	× 0.90	
一般管理費等	× 0.30	
		× (1+消費税税率)

【改正後】

直接人件費	× 1.00	} 合計額
直接経費	× 1.00	
その他原価	× 0.90	
一般管理費等	× 0.45	
		× (1+消費税税率)

総合評価競争入札における評価方法の改正

「技術者の維持」に係る評価方法の改正

◎総合評価競争入札における評価方法を以下のとおり改正しました。

1. 現行の評価項目（土木一式、ほ装工事）

評価項目		配点	
施工計画	品質管理等に関する提案	2~4点	
配置予定技術者	配置予定技術者	成績評点（※1）	1点
		継続教育（CPD）	0.8点
	建設機械保有状況	1点	
	優良工事施工者表彰	1点	
地域調達・雇用	府内企業の下請け	3点	
	資材の府内調達	1点	
	雇用	技術者の維持	0.5点
		技術者数	0.5点
地域貢献	地域維持業務実績（※2）	1点	
	災害協定締結（※2）		
	緊急時の現場対応（※3）	1点	
合計（満点）		14.8点	

技術重視型
技術提案を求めるタイプ
満点：14.8点
発注対象金額
45百万円以上

地域活性型
技術提案を求めないタイプ
満点：10.8点
発注対象金額
10~45百万円 ※4

※1：25百万円未満は所有する国家資格 ※3：ほ装工事では適用しない

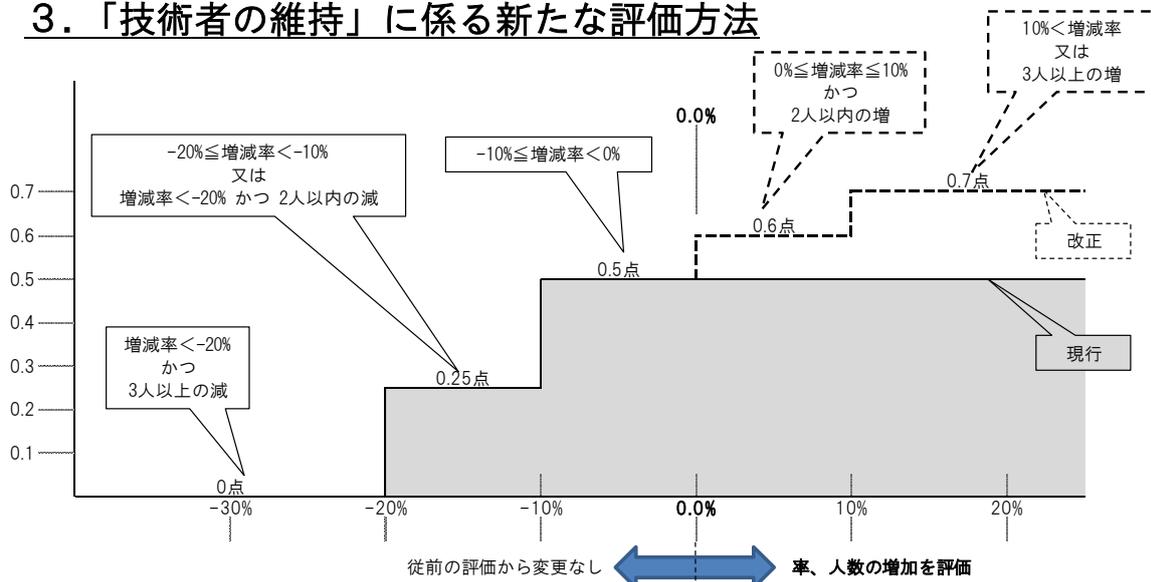
※2：いずれかを選択

※4：45百万円以上でも一部地域活性型を適用

2. 「技術者の維持」に係る現行の評価方法

技術職員の減少状況（H25-H28）	点数
減少率 10%以内	0.5点
減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は2人以内	0.25点
減少率20%超かつ3人以上	0点

3. 「技術者の維持」に係る新たな評価方法



【新たな評価方法】

技術職員の増減状況 (H25-H28)		点数
10% < 増減率	又は 3人以上の増	0.7点
0% ≤ 増減率 ≤ 10%	かつ 2人以内の増	0.6点
-10% ≤ 増減率 < 0%		0.5点
-20% ≤ 増減率 < -10%		0.25点
又は 増減率 < -20% かつ 2人以内の減		
増減率 < -20% かつ 3人以上の減		0点

4. 平成28年度 評価内容 (土木一式, ほ装工事)

評価項目		配点	
施工計画	品質管理等に関する提案	2~4点	
配置予定技術者	配置予定技術者	成績評点 (※1)	1点
		継続教育 (CPD)	0.8点
	建設機械保有状況	1点	
	優良工事施工者表彰	1点	
地域調達・雇用	府内企業の下請け	3点	
	資材の府内調達	1点	
	雇用	技術者の維持	0.7点
	技術者数	0.5点	
地域貢献	地域維持業務実績 (※2)	1点	
	災害協定締結 (※2)		
	緊急時の現場対応 (※3)	1点	
合計 (満点)		15点	

技術重視型

技術提案を求めるタイプ

満点：15点

発注対象金額
45万円以上

地域活性化型

技術提案を求めないタイプ

満点：11点

発注対象金額
10~45万円 ※4

※1：25万円未満は所有する国家資格 ※3：ほ装工事では適用しない

※2：いずれかを選択

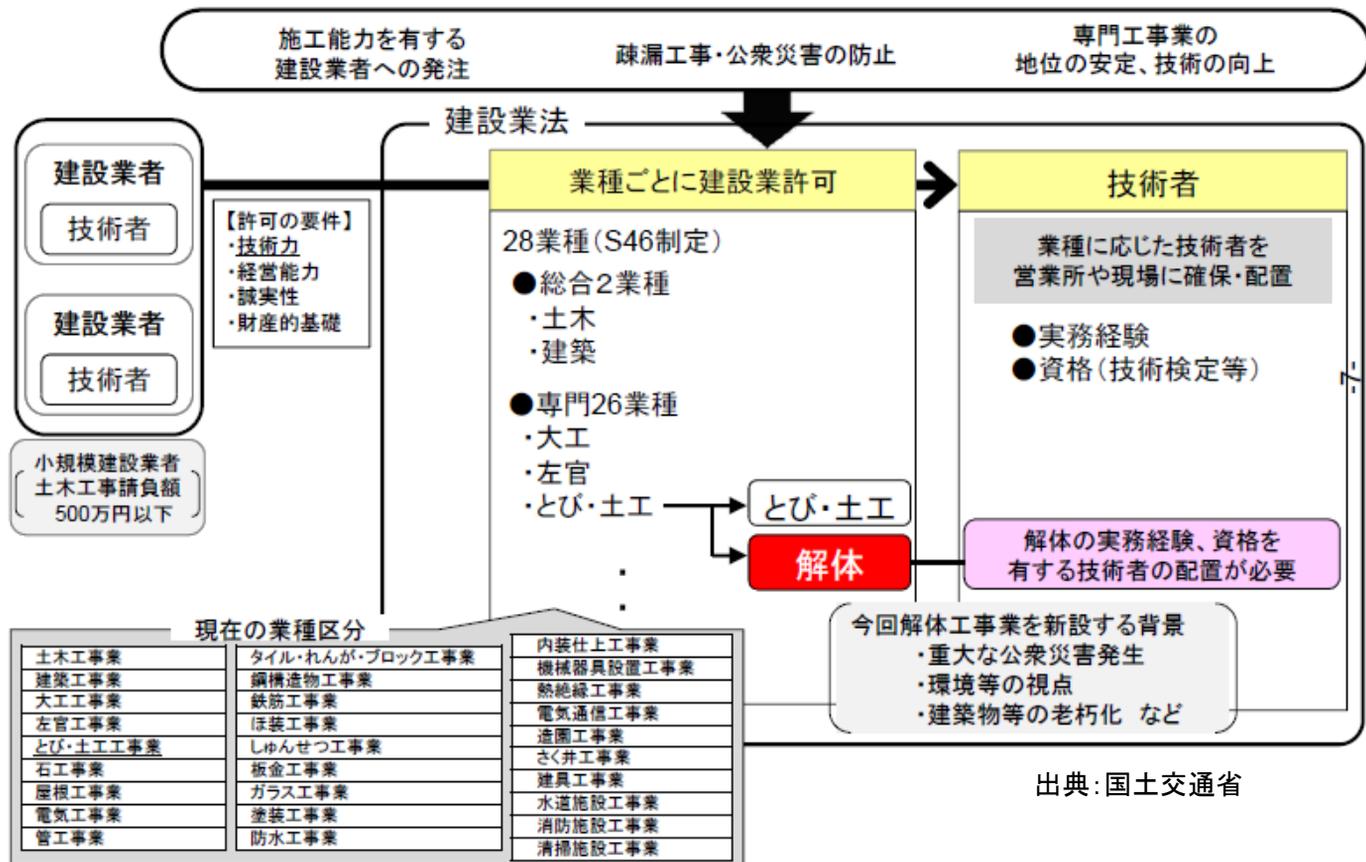
※4：45万円以上でも一部地域活性化型を適用

4. 適用日等

- 平成28年7月1日以降入札公告する工事に適用
- 建築一式、電気、管工事も同様に改正

建設業法の一部を改正する法律（平成28年6月1日施行）

■業種区分の新設



建設業法施行令の一部を改正する政令

（平成28年6月1日施行）

■技術者の配置要件(金額要件)の改正

○**監理技術者**の配置が必要となる**下請契約金額**の引上げ

	現行	改正
建築一式工事以外	3,000万円	4,000万円
建築一式工事	4,500万円	6,000万円

○**専任**の現場配置技術者を必要とする**請負代金額**の引上げ

	現行	改正
建築一式工事以外	2,500万円	3,500万円
建築一式工事	5,000万円	7,000万円

3. (3) その他

○施工時期等の平準化対策……………P1～P4

品確法と建設業法・入契法の一体改正



インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の改正

<目的> 公共工事の品質確保の促進
→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等

↓ 基本理念を実現するため

■発注者の責務(基本理念に配慮して発注関係事務を実施)を明確化

(例) 予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定
<建設業法等の一部を改正する法律>

入契法(公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律)の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化
→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

■ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発展
→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

建設業法等の一部を改正する法律

京都府建設交通部指導検査課



概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

- 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- 談合の防止
- 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
- ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】
- ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備（※）するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】

- 解体工事について、事故を未然に防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
- 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
- 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

- ⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法（※）改正等の入札契約制度の改革と一体となって、
現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯

- 4/ 4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/ 4 公布

施行日

- 公布の日（H26,6,4）に施行（③）
- H26,9,20に施行（①）
- H27,4,1に施行（②⑤⑥⑦）
- 公布の日から2年以内に施行（④）

○国土交通省土地・建設産業局長、総務省自治行政局長から都道府県知事、議会議長あて

公共工事の円滑な施工確保について

(略) 各地方公共団体におかれては、(略) 下記の措置を講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、要請します。

1. 適正な価格による契約について
2. 技術者・技能者等の効率的活用について
3. 施工時期等の平準化について
4. 入札契約手続の効率化等について
5. 地域の建設業者の受注機会の確保について
6. 建設業者の資金調達円滑化のための取組について
7. 就労環境の改善について

○国土交通省土地・建設産業課長から都道府県主管担当部局長あて

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに(略)、「発注関係事務の運用に関する指針」(略)等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたところです。

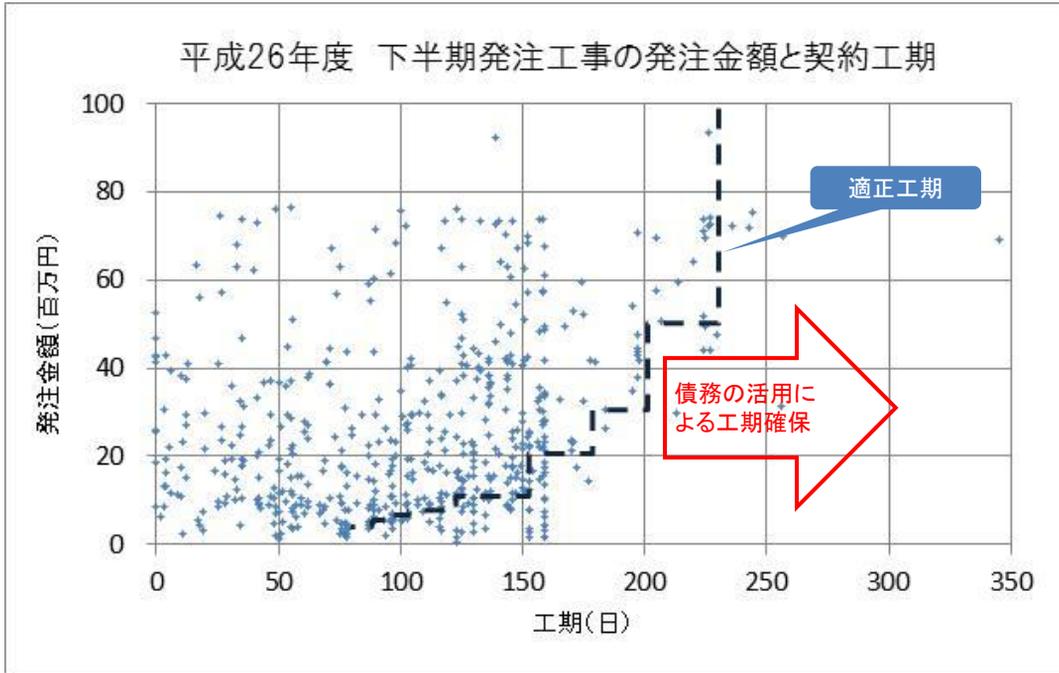
(略)

(略) 各都道府県及び政令指定都市におかれましては、国土交通省等における取組及び別添3を参考としていただき、債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に取り組まれるようお願いします。

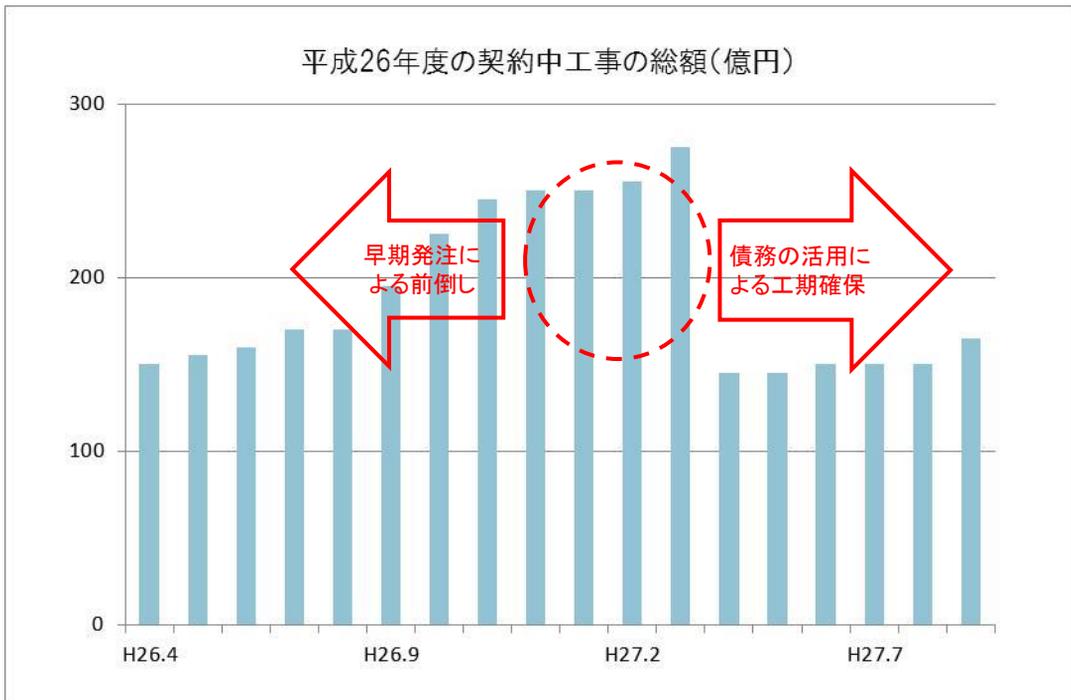
なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。

施工時期の平準化について

➤ 取組① 債務負担行為の活用による適正工期の確保



➤ 取組② 早期発注による工事完成時期の前倒し



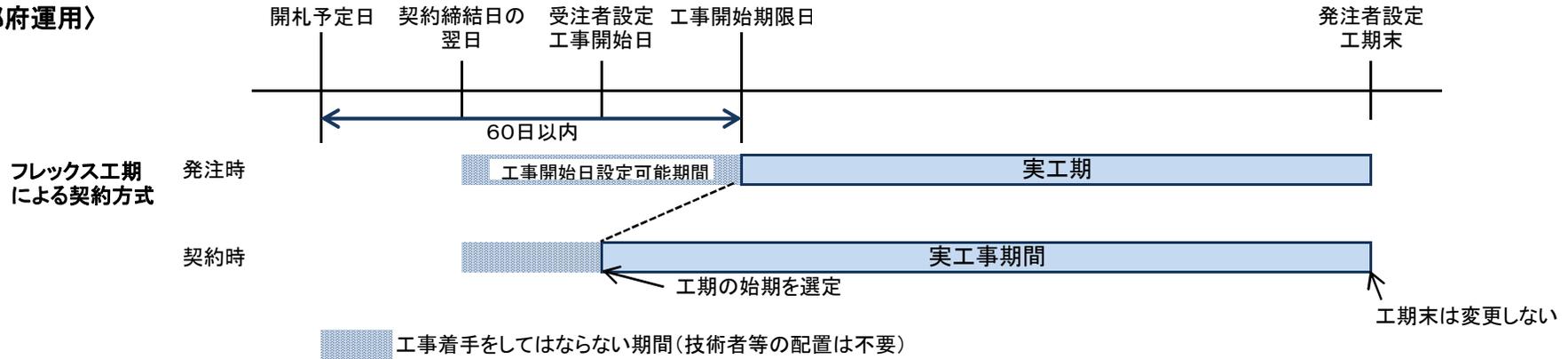
➤ 取組③ フレックス工期による契約方式の試行

H27年度実績		8月	9月	1月	2月	3月	合計	H26実績
フレックス工期	件数(件)	16		37			53	83
		6	10	0	1	36		
	平均参加者数(者)	16.9			10.5		12.4	10.8
一般競争 (フレックス除き)	件数(件)	168			212		380	447
	平均参加者数(者)	11.9			14.9		13.6	9.9
合計件数		184			249		433	530

※ 一般競争入札全件数に対するフレックス工期件数の割合：5.1% (=53件/1041件)

《フレックス工期概要図》

〈京都府運用〉



〈国運用(参考)〉 (余裕期間制度)

